

別紙

仕 様 書

1 件名

インフルエンザワクチン予防接種事業

2 目的

中国四国農政局(岡山第2合同庁舎及び西古松合同庁舎)に勤務する組合員に対し、インフルエンザワクチンを接種することで、インフルエンザウイルス感染を未然に予防し、短期経理の負担軽減等に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年12月23日までとする。ただし、ワクチンの接種後に容態が悪化する被接種者がいる場合は履行期間経過後においても無償で対応するものとする。

4 委託事業者への委託内容

- (1) 医師による問診並びに診察及び医師又は看護師による接種等
- (2) 個人負担分に係る現金収納(領収書発行含む。)及び検温(医療行為は除く。)
- (3) 接種後の体調不良者等に対する措置体制
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講ずること

5 実施日及び実施人数

実施日は概ね4日間で、実施人数は合計400名程度とする。

なお、実施人数はあくまでも当局が見込む人数であり、決してこの数量を確約するものではないことに留意すること。

6 実施場所

中国四国農政局 会議室 (岡山第2合同庁舎)

7 予防接種日程

契約締結日から令和4年12月23日までの日程で、担当係・委託事業者協議の上、決定すること。

8 医師等派遣数

委託事業者は、各日とも円滑な実施に必要な人数の医師、看護師等を派遣し対応すること。

9 接種に必要な機材等は委託事業者がすべて準備する。実施会場は、委託事業者が設営し、終了後はすみやかに現状に戻すこととする。

なお、委託事業者が必要とする机及び椅子等(以下「物品」という)は、実施会場の物品を使用することができるが、その物品を損傷または汚損した場合は、委託事業者がその損害を賠償するものとする。

- 1 0 機材等の運搬費及び医師等の交通費は、委託事業者が負担すること。
- 1 1 予防接種に係る感染性廃棄物等は、委託事業者が責任を持って持ち帰ること。
- 1 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
 - (1) 医師等については、派遣前に検温や体調確認を行い、体調不良の場合は派遣しないこと。また、マスク着用、手洗いや手指消毒をする等、衛生管理を徹底すること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止として、実施場所には、消毒液を設置すること。
- 1 3 その他
 - 疑義が生じた場合は、担当係・委託事業者と協議の上、決定すること。